

「特定口座規定」新旧対照表

(※下線部変更)

新 (改定後)	旧 (現行)
特定口座規定	<u>投資信託</u> 特定口座規定
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社みちのく銀行（以下「当行」といいます。）に開設する特定口座（同条第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。なお、この規定において「<u>上場株式等</u>」とは、<u>法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債及び地方債（以下「公共債」といいます。）並びに投資信託をいいます。</u></p> <p>2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項の源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設された特定口座（次条第4項に規定される特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。）に限ります。）における上場株式等の配当等（<u>法第9条の3の2第1項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、公共債の利金及び投資信託の収益分配金に限ります。以下同じです。</u>）の受領について、<u>法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とします。</u></p> <p>3 お客様と当行の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令及びこの規定に定めがある場合を除き、<u>投資信託については投資信託総合取引規定及び同規定第2条各号に掲げる規定（この規定を除きます。）によるものとし、公共債については保護預り規定兼振替決済口座管理規定及び一般債振替決済口座管理規定によるものとします。</u></p> <p>(申込方法)</p> <p>第2条 お客様が当行に特定口座の開設を申し込まれる際には、当行所定の特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に必要事項を</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、お客様（個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社みちのく銀行（以下「当行」といいます。）に開設する特定口座（同条第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。</p> <p>2 前項のほか、お客様が法第37条の11の6第1項の源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設された特定口座（次条第4項に規定される特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設される「源泉徴収選択口座」（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。）に限ります。）における上場株式等の配当等の受領について、<u>法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にすることを目的とします。</u></p> <p>3 お客様と当行の間における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令及びこの規定に定めがある場合を除き、<u>投資信託総合取引規定及び同規定第2条各号（この規定を除きます。）によるものとします。</u></p> <p>(申込方法)</p> <p>第2条 お客様が当行に特定口座の開設を申し込まれる際には、当行所定の特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に必要事項を</p>

新（改定後）	旧（現行）
<p>記載のうえ記名押印し、当行に提出していただきます。その際、当行所定の方法により、お客様の氏名、生年月日、<u>住所及び個人番号等の確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2 お客様が当行に特定口座の開設をされるには、あらかじめ当行に投資信託受益権振替決済口座又は<u>国債振替決済口座若しくは一般債振替決済口座（以下それぞれの振替決済口座を、あるいはそれらを総称して「振替決済口座」といいます。）</u>を開設いただくことが必要です。</p> <p>3 （現行通り）</p> <p>4 （現行通り）</p> <p>5 （現行通り）</p> <p>（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）</p> <p>第3条 お客様が法第37条の11の6第1項の源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に、前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、<u>法第37条の11の4第1項</u>に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>2 お客様が法第37条の11の6第1項の源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対して<u>租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）</u>第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）を提出される場合を除きます。</p> <p>第4条～第5条 （現行通り）</p> <p>（特定口座を通じた取引）</p> <p>第6条 特定口座を開設されたお客様が当行と行う上場株式等の取引については、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。また、特定口座を開設されたお客様が行う投資信託定時定額買付サービスでの上</p>	<p>記載のうえ記名押印し、当行に提出していただきます。その際、当行所定の方法により、お客様の氏名、生年月日<u>及び住所等</u>の確認を行わせていただきます。</p> <p>2 お客様が当行に特定口座の開設をされるには、あらかじめ当行に投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）を開設いただくことが必要です。</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 （省略）</p> <p>（源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出）</p> <p>第3条 お客様が法第37条の11の6第1項の源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に、前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、<u>同条第4項</u>に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>2 お客様が法第37条の11の6第1項の源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対して<u>施行令第25条の10の13第4項</u>に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じです。）を提出される場合を除きます。</p> <p>第4条～第5条 （省略）</p> <p>（特定口座を通じた取引）</p> <p>第6条 特定口座を開設されたお客様が当行と行う上場株式等の取引については、お客様から特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものとします。また、特定口座を開設されたお客様が行う投資信託定時定額買付サービスでの上</p>

新（改定後）	旧（現行）
<p>場株式等の買付取引については、すべて特定口座を通じて行うものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様については、<u>上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下「株式投資信託」といいます。））に限り</u>ます。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p> <p>第 7 条～第 8 条 （現行通り）</p> <p>（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）</p> <p>第 9 条 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する<u>上場株式等の配当等のうち、国内非上場公募投資信託（以下本条および次条において「投資信託」といいます。）の収益分配金及び公共債の利子</u>で同項の規定に基づき当行により所得税等が徴収されるべきもの（一般口座にある上場株式等の配当等も含まれます。）のみを受け入れます。ただし、当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされている<u>投資信託及び公共債</u>に係るものに限りま</p> <p>2 （現行通り）</p> <p>（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第 10 条 当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① お客様が第 2 条第 1 項に規定する特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得した、<u>若しくは当行から取得した投資信託又は公共債</u>で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの</p> <p>② お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した<u>投資信託又は公共債</u>で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が当行に開設していた特定口座で管理されていた<u>投資信託若</u></p>	<p>場株式等の買付取引については、すべて特定口座を通じて行うものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）を開設されているお客様については、<u>上場株式等の取引</u>を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。</p> <p>第 7 条～第 8 条 （省略）</p> <p>（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）</p> <p>第 9 条 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する<u>国内非上場公募株式投資信託（以下本条および次条において「株式投資信託」といいます。）の収益分配金</u>で同項の規定に基づき当行により所得税等が徴収されるべきもの（一般口座にある上場株式等の配当等も含まれます。）のみを受け入れます。ただし、当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされている<u>株式投資信託</u>に係るものに限りま</p> <p>2 （省略）</p> <p>（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第 10 条 当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① お客様が第 2 条第 1 項に規定する特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得した<u>国内非上場公募株式投資信託（以下「株式投資信託」といいます。）</u>で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの</p> <p>② お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した<u>株式投資信託</u>で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が当行に開設していた特定口座で管理されていた<u>株式投資信託、若しくは</u></p>

新（改定後）	旧（現行）
<p>しくは<u>公共債</u>、又は被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた株式投資信託、又は被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされていた<u>投資信託若しくは公共債</u>で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場を除きます。）されるもの</p> <p>③ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている<u>投資信託の受益権の分割</u>又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る<u>投資信託の受益権</u>の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</p> <p>④ <u>お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取り請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを除きます。））により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</u></p> <p>⑤ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座（同項に規定されるものをいいます。）に係る振替口座簿に引き続き記載又は記録がされている<u>投資信託又は公共債</u>で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書（同条第2項第2号に規定されるものをいいます。）の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの</p> <p>⑥ お客様が当行に開設する非課税口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場を除きます。）</p> <p>第11条～第12条 （現行通り）</p> <p>（上場株式等の移管）</p> <p>第13条 当行では、当行の特定口座内の上場株式</p>	<p>被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた株式投資信託、又は被相続人等が当行に開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされていた<u>株式投資信託</u>で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載又は記録がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場を除きます。）されるもの</p> <p>③ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている<u>株式投資信託</u>の分割又は併合により取得するもので、当該分割又は併合に係る<u>株式投資信託</u>の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの</p> <p><u>[追加(新規)]</u></p> <p>④ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座（同項に規定されるものをいいます。）に係る振替口座簿に引き続き記載又は記録がされている<u>株式投資信託</u>で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書（同条第2項第2号に規定されるものをいいます。）の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの</p> <p>⑤ お客様が当行に開設する非課税口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場を除きます。）</p> <p>第11条～第12条 （省略）</p> <p>（上場株式等の移管）</p> <p>第13条 当行では、当行の特定口座内の上場株式</p>

新（改定後）	旧（現行）
<p>等を当行以外の金融機関の特定口座へ移管すること、並びに当行以外の金融機関の特定口座内の上場株式等を当行の特定口座へ移管することはできません。</p> <p>2 当行は、<u>第 10 条第 5 号及び第 6 号</u>の移管については、施行令の定めるところにより行います。</p> <p>第 14 条（現行通り）</p> <p>（特定口座年間取引報告書の送付）</p> <p>第 15 条 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書（施行令 25 条の 10 の 10 第 2 項に規定されるものをいいます。以下同じです。）を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客様に交付します。また、第 17 条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p> <p>2 <u>当行は前項の特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通はお客様へ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。</u></p> <p>3（現行通り）</p> <p>（届出事項の変更等）</p> <p>第 16 条 特定口座開設届出書の提出後に、当行に届け出た氏名、住所若しくは個人番号その他の届出事項に変更があったとき、<u>又は個人番号が初めて通知された場合には、お客様は遅滞なく当行所定の特定口座異動届出書（施行令第 25 条の 10 の 4 第 4 項に規定されるものをいいます。以下同じです。）により当行に届け出ることを要します。</u></p> <p>また、その届出が氏名、住所若しくは個人番号の変更又は個人番号の通知に係るものであるときは、当行所定の方法により確認をさせていただきます。</p> <p>2（現行通り）</p> <p>（特定口座の廃止等）</p> <p>第 17 条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①（現行通り）</p> <p>② お客様の相続人から施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続の手續が完了したとき</p> <p>③（現行通り）</p>	<p>等を当行以外の金融機関の特定口座へ移管すること、並びに当行以外の金融機関の特定口座内の上場株式等を当行の特定口座へ移管することはできません。</p> <p>2 当行は、<u>第 10 条第 4 号及び第 5 号</u>の移管については、施行令の定めるところにより行います。</p> <p>第 14 条（省略）</p> <p>（特定口座年間取引報告書の送付）</p> <p>第 15 条 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書（施行令 25 条の 10 の 10 第 2 項に規定されるものをいいます。以下同じです。）を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客様に交付します。また、第 17 条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p> <p>2 <u>お客様が特定口座源泉徴収選択届出書により源泉徴収の選択を行わなかった場合、当行は特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通はお客様へ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。</u></p> <p>3（省略）</p> <p>（届出事項の変更）</p> <p>第 16 条 特定口座開設届出書の提出後に、当行に届け出た氏名、住所その他の届出事項に変更があったとき、お客様は遅滞なく当行所定の特定口座異動届出書（施行令第 25 条の 10 の 4 第 4 項に規定されるものをいいます。以下同じです。）により当行に届け出ることを要します。</p> <p>また、その変更が氏名又は住所に係るものであるときは、当行所定の方法により確認をさせていただきます。</p> <p>2（省略）</p> <p>（特定口座の廃止等）</p> <p>第 17 条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>①（省略）</p> <p>② お客様の相続人から施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続の手續が完了したとき</p> <p>③（省略）</p>

新（改定後）	旧（現行）
<p>④（現行通り）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（免責事項） <u>第 18 条</u> お客様が第 16 条の変更等の手続を怠ったこと、その他の当行の責によらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。</p> <p><u>（規定等の変更）</u> <u>第 19 条</u> この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限し若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに書面による異議の申立てがないときは、規定の改定に同意いただいたものとして取り扱います。 2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p> <p><u>（合意管轄）</u> <u>第 20 条</u> この規定に基づく取引に関する訴訟については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p><u>附則</u> 本規定は平成 28 年 1 月 1 日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>（改定 平成 27 年 9 月）</u></p>	<p>④（省略）</p> <p><u>（法令・諸規則等の適用）</u> <u>第 18 条</u> この規定に定めのない事項については、<u>投資信託総合取引規定及び第 1 条第 3 項の規定</u>によるほか、<u>法、地方税法、関係政省令、諸規則</u>に従って取り扱うものとします。</p> <p>（免責事項） <u>第 19 条</u> お客様が第 16 条の変更手続を怠ったこと、その他の当行の責によらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。</p> <p><u>[追加(新規)]</u></p> <p><u>[追加(新規)]</u></p> <p><u>[追加(新規)]</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>（改定 平成 26 年 1 月）</u></p>